

様式 4

<p style="text-align: center;">令和 6 年度第 2 回</p> <p style="text-align: center;">富士見市環境審議会議事録</p>						
日時	令和 6 年 1 1 月 1 2 日 (火)		開会	午後 1 時 1 5 分		
			閉会	午後 2 時 3 5 分		
場所	市役所 1 階 全員協議会室					
出席者	委員	星野弘志 委員	前田則義 委員	笠原勤 委員	村上正明 委員	中村恵美 委員
		○	欠	○	○	欠
		柳田政男 委員	齋藤紀子 委員	五十嵐正幸 委員	山口菜乃子 委員	関野美知子 委員
		○	欠	○	○	○
		吉田茂美 委員	玉井晶子 委員	田中聰行 委員	上田忠憲 委員	
		欠	○	○	○	
	事務局職員 及び 出席者	星野光弘市長 【事務局職員】 経済環境部 渋谷部長 環境課 阿部課長、荒野副課長、守山主査、鈴木主査 【説明員】 吉永主任				
公開・ 非公開	公開 (傍聴者なし)					

議 題	<ol style="list-style-type: none">1 委嘱状交付式2 令和6年度第2回環境審議会<ol style="list-style-type: none">(1) 開会(2) 市長あいさつ(3) 審議会概要説明及び委員紹介(4) 会長選出(5) 会長あいさつ(6) 会長職務代理指名(7) 議事<ol style="list-style-type: none">①第4次富士見市美化推進計画（案）について(8) その他(9) 閉 会
------------	--

議 事 内 容

1 開会

2 市長あいさつ

3 審議会概要説明及び委員紹介

4 会長選出

富士見市環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、「星野委員」が推薦され委員へ諮り承認された。

5 会長あいさつ

6 会長職務代理指名

富士見市環境審議会規則第2条第3項の規定に基づき、「前田委員」を会長職務代理として指名し、承認された。

7 議 事

第4次富士見市美化推進計画（案）について

【配布資料】

- ・【概要】第4次富士見市美化推進計画案について・・・資料1
- ・第3次富士見市美化推進計画・・・資料2
- ・第4次富士見市美化推進計画（案）・・・資料3

資料1に基づき第4次富士見市美化推進計画（案）について事務局より説明。

《質疑応答》

〈委員〉：私が住んでいる町会では一斉清掃を行うなどの声掛けが1度もなく、どのように行われているのか。

また、市の保存樹林の手入れがされていないように思われるが市としてどの様に整備しているか。

〈委員〉：水谷東地域に住んでいるが、クリーン作戦は年に2回、夏休み前後1回は必ず行われている。

〈事務局〉：本市では年2回富士見市をきれいにする日と定め、ホームページ等で周知し、ご自宅周辺の清掃をお願いしています。

当日は、町会や事業者などで清掃活動を行い、市の職員も安心安全道路クリーン事業として駅周辺のごみ拾いを行っています。

2点目の保存樹林につきましては、都市計画課が所管となりますので、都市計画課へ確認します。

〈委員〉：3ページに続けよう目を向け気づくまちの美化の【課題】について、美化推進重点区域及び路上喫煙禁止区域を認知していない方が34.2%となっているが、回答者の喫煙者と禁煙者の割合は把握しているか。

〈事務局〉：アンケートでは、約700名の方が回答していますが喫煙者と禁煙者の割合は把握しておりません。

〈委員〉：アンケートを実施する際は、喫煙者か禁煙者かを確認する設問を入れるとより参考になるアンケートになると思う。

〈事務局〉：次回以降検討します。

〈委員〉：5ページに不法投棄発生件数は、減少傾向にあるがこの件数はポイ捨てされた吸い殻等の件数か。今日、鶴瀬駅から市役所まで歩いてきたが吸い殻が54本あった。また、駅から市役所に向かう禁止区域外の最初の信号付近では37本もあった。

〈事務局〉：不法投棄発生件数のその他にたばこの吸い殻は入っていません。環境課では、年1回路上喫煙禁止区域内のたばこの吸い殻調査を実施しています。令和4年度は1048本。令和5年度は615本と減少傾向に推移しています。

〈委員〉：駅から市役所に向けて歩いているが、禁止区域とわかるものがないが周知方法はどの様に行っているのか。

〈事務局〉：駅前では路上喫煙禁止区域の看板を設置し、その他路上喫煙禁止区域内では路上喫煙禁止の路面シールで周知を行っています。

〈委員〉：今後は、不法投棄発生件数のその他にはごみ種を表記したほうがよい。

〈事務局〉：表記方法を検討します。

〈委員〉：環境基本計画はほとんどの自治体で策定しているが、美化推進計画も同様にどの市区町村で策定しているのか、それとも特定の自治体なのか。

〈事務局〉：美化推進計画については、環境基本計画の中に包含している自治体が多く、単独で策定している自治体は把握している所では鎌倉市・つくば市そのほか岐阜県多治見市と少ない状況です。

〈委員〉：新規で空家関係が記載されているがどのような意図か。

〈事務局〉：空家の適正管理については、過去においても実施していましたが美化計画には記載していませんでしたので記載したものです。

〈委員〉：啓発が中心の計画になっているが、捨てさせない環境の整備なども併せて行った方が良く考える。

〈委員〉：計画では、ごみ・犬のふん・たばこの吸い殻等ごみの事が多いと思われる。きれいな街はごみがないことが前提だが、街全体の美観を考え都市整備の視点を取り入れるのも良いのではないか。
富士見市では建物景観は県が策定している計画に基づいて整備しており、屋外広告物に関しても県条例に基づいている。

〈委員〉：たばこのポイ捨てに関して、禁止区域内ではシールや看板などがあり、そこでは吸いづらい状況となっている。しかし、禁止区域外では吸っている状況かと思われる。
富士見市では努力義務ではあるが、市内全域が路上喫煙禁止となっている。このことについても周知が必要なのではないか。

〈委員〉：川越環境ネットという市民団体では、夏と冬の年2回ごみ拾いを行っているが、最近では事業者も参加している。計画の概要等に事業者との連携が難しいと表記しているが、富士見市でも事業者がクリーン作戦へ参加していることを広報等で周知すれば市と事業者との関わりができやすくなると思う。

〈委員〉：当社では、毎朝会社のまわりを清掃している。それを見ている方より、挨拶やお礼を言われることがある。企業イメージアップにもつながるため様々な会社に声を掛けるのもよいと思う。
また、道路の看板で「この道路は〇〇会社によってきれいになっています。」など見かけられ、このような活動を事業者へ積極的に周知していくのも良いと思う。その際は当社も参加したい。

〈委員〉：ロードサポートやアダプト制度を活用することで、行政と事業者の連携が図られるのではないか。

〈委員〉：9ページに「富士見市をきれいにする日」に関わる市広報、ホームページ等による周知とあるが、周知することは良いが、美化協働・全体運動につなげていけるように工夫したほうが良いと思う。

〈委員〉：計画の基本方針の 1. ☆きれい☆に気づくまちの美化 とあるが言葉のニュアンス的に解りづらいのではないか。☆きれい☆へ気づきをまちの美化に考えた方が良く考える。

〈委員〉：11ページに【施策の方向性（活動・行動）】の最後の点、まちの環境美化を守るための対策とあるが環境を守るや環境美化をすすめるための政策にした方が良いと考える。

〈委員〉：美化というのはごみを取り除くだけではなく、本当の美化というのは街の清潔や景観がきれいにならないと美化とはいえないのでそういった観点も必要と考える。

〈事務局〉：いただいたご意見については、参考にさせていただきます。

8 その他

事務局より次回の審議会は、年明け3月上旬～中旬の開催を予定。後日、開催通知を郵送する旨を報告。

9 閉会